

台東区民合唱団 団費細則

制定 令和 3年 7月 5日
施行 令和 3年 7月 15日
改訂 令和 6年 7月 18日

運営規約第17条に基き、本細則を定める

(月額団費)

第1条 団費は月額7,000円とする。

2 年齢が満18歳未満の団員は、前項に定めた金額の半額とする。

(団費の収納)

第2条 前条において定めた団費の収納は次の方法で行う。

① 団員が団費を納付する場合は日本円をもって下記の要領にて行う。

ア. 各パート委員に現金にて納付する。

イ. 団の指定する収納口座への振込手続きにて納付する。

ウ. 団の指定する電子決済サービスを利用して納付する。

② パート毎に納付された団費は直ちに会計委員に回付し、回付を受けた会計委員は速やかに収納口座に入金する。

2 各パート委員は、団員毎の納付状況を適切に管理し、著しく滞納する団員が生じた場合は、速やかに団長に報告し適切な措置を講ずる。

3 団費は、最長1年間の前払いを可能とする。

(団費の減額)

第3条 次に掲げる場合に相当する時は、納付すべき団費を次の通り減額する。

① 1か月間の練習が全て、リモート練習等、対面式ではない方法であった場合は、第1条に定めた金額の40%を減額する。なお、千円未満は切り捨てる。

② 特定の曜日または、特定の練習手段にしか練習参加できない場合には、団長が合理的な事由があると判断した場合に限り減額を認めることがある。減額金額については、団長、副団長及び会計委員の協議により決定する。

③ 日割り計算での減額は行わない。

(団費の免除)

第4条 次に掲げる場合に相当する時は、納付すべき団費の全てを免除する。

① 何らかの事由により、団における一切の活動が休止した場合

② 1か月間の練習が全てリモート練習等、対面式ではない方法であった場合に、合理的な事由により全く練習への参加が出来なかった場合

③ 3か月以上の休団が明らかである場合。ただし、適切な手続きにて団長にその旨が届出されていない場合には本項は適用されない。

(本則の改廃)

第5条 本規程の定めを改廃する時は、団長または団長に付託された運営委員が起案し、運営委員会に諮りこれを決議する。

(付則)

1. 本細則は、令和3年7月15日から適用する。
2. 本細則に定めがない事項については、運営委員会において都度協議するものとし、決定事項は直ちに本細則に追記するものとする。

なお、本項に関し事務処理上緊急を要する事案については、団長の裁可により処理し、団長は後日運営委員会に対しその報告を行なう。

以上